

埼玉県市町村総合事務組合公報  
第6号

発行  
さいたま市浦和区仲町  
3-5-1  
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇

条 例

- 市町村職員退職手当条例等の一部を改正する条例…………… 3 頁
- 市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 8 頁

告 示

- 埼玉県市町村総合事務組合議長の当選者報告…………… 9 頁
- 埼玉県市町村総合事務組合管理者の当選者報告…………… 9 頁
- 埼玉県市町村総合事務組合副管理者の当選者報告…………… 10 頁
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認の報告…………… 11 頁
- 令和3年度埼玉県市町村総合事務組合の一般会計及び特別会計決算の認定  
について…………… 12 頁



市町村職員退職手当条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年8月8日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

組合条例第3号

市町村職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(市町村職員退職手当条例の一部改正)

第1条 市町村職員退職手当条例(昭和38年組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第2条の3中「前条」を「第2条第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第6条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第6条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4及び第6条の5中「組合規則」を「規則」に改める。

第7条第1項中「第3条から第6条の2」を「第4条から第6条の3」に改める。

第10条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第11条第4項において」に改め、「定める額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条の5中「給料月額、扶養手当の月額及び地域手当の月額」を「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」に改める。

第16条第1項中「市町村規則」を「規則」に改め、同条第2項中「条例」を「組合市町村の条例」に、「市町村規則」を「規則」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「組合規則」を「規則」に、「期間」とする」を「期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日を除く。)は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同条第17項中「受けた」を「受ける」に改める。

第20条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第10項から第25項までを削り、附則第26項を附則第10項とする。

附則第27項を削る。

附則第28項中「職員で旧日本国有鉄道」を「職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第11項とし、附則第29項を附則第12項とする。

附則第30項中「第6条の3まで」の次に「及び附則第21項から第29項まで」を加え、「附則第30項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第31項中「第6条の2」の次に「及び附則第24項」を加え、同項を附則第14項とする。

附則第32項中「第6条」の次に「又は附則第22項」を加え、「附則第30項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第33項中「附則第11条」を「附則第13条」に改め、同項を附則第16項とし、附則第34項から附則第36項までを17項ずつ繰り上げる。

附則第37項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第20項とし、同項の次に次の9項を加える。

21 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、令和5年3月31日に組合市町村における職員の定年等に関する条例（以下「令和5年旧職員定年条例」という。）で定められていた定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第21項」とする。

22 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、令和5年旧職員定年条例で定められていた定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は第22項」とする。

23 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 令和5年旧職員定年条例で定められていた定年が65年以上である職員
- (2) 令和5年4月1日以後の組合市町村における職員の定年等に関する条例で定められた定年が65年を超える職員
- (3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

24 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）附則第8項の規定に相当する組合市町村における職員の給与に関する条例等で定める職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

25 当分の間、第5条第1項第4号及び第5号並びに第6条第1項第3号、第6号、第7号及び第8号に掲げる者に対する第6条の3及び第10条の3の規定の適用については、第6条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「令和5年旧職員定年条例で定められていた定年（附則第23項第3号に掲げる職員にあっては、規則で定める年齢）に達する日」と、第6条の3の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る令和5年旧職員定年条例で定められていた定年（附則第23項第3号に掲げる職員にあっては、規則で定める年齢）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

26 当分の間、第5条第1項第4号及び第5号並びに第6条第1項第3号、第6号、第7号及び第8号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第6条の3及び第10条の3の規定の適用については、第6条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第23項第3号に掲げる職員以外の職員	令和5年旧職員定年条例で定められていた定年
附則第23項第3号に掲げる職員	規則で定める年齢

27 当分の間、第5条第1項第4号及び第5号並びに第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第6条の3の規定の適用については、同条本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第6条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

28 当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第26項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第6条の3及び第10条の3の規定の適用については、第6条の3の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「附則第26項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

29 当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第26項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第6条の3及び第10条の3の規定の適用については、第6条の3の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「に改正後の条例」を「に市町村職員退職手当条例」に改め、「第6条まで」の次に「又は附則第21項若しくは第22項」を加え、「、改正後の条例」を「、同条例」に改め、「第6条の3まで」の次に「及び附則第21項から第29項まで」を加える。

附則第4項中「改正後の条例」を「市町村職員退職手当条例」に、「又は改正後」を「又は同条例」に改め、「第6条の2」の次に「及び附則第24項」を加える。

附則第5項中「改正後の条例」を「市町村職員退職手当条例」に改め、「第6条」の次に「又は附則第22項」を加える。

(市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成16年組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第30項」を「第13項」に改める。

(市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成19年組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新条例第3条」を「市町村職員退職手当条例第3条」に、「附則第30項から第32項」を「附則第13項から第15項」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 市町村職員退職手当条例附則第33項及び第37項の改正規定 公布の日

(2) 同条例第16条第4項の改正規定及び附則第3条の規定 公布の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

(3) 同条例第16条第11項の改正規定 令和4年10月1日

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の市町村職員退職手当条例(以下「新条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。))」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。))」とする。

第3条 新条例第16条第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる適用日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年8月8日

埼玉縣市町村総合事務組合

管理者 富岡 勝則

組合条例第4号

市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年組合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日において現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、適用日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、適用日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

組合告示第8号

令和4年8月8日執行の議長選挙において、当選した者の職及び氏名は次のとおりである。

令和4年8月8日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

職	氏名	備考
議長	森田光一	東松山市長

組合告示第9号

令和4年8月8日執行の管理者選挙において、当選した者の職及び氏名は次のとおりである。

令和4年8月8日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

職	氏名	備考
管理者	富岡勝則	朝霞市長

組合告示第10号

令和4年8月8日執行の副管理者選挙において、当選した者の職及び氏名は次のとおりである。

令和4年8月8日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

職	氏名	備考
副管理者	井上健次	毛呂山町長

組合告示第11号

令和4年8月8日開会の組合議会の承認を経た職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は次のとおりである。

令和4年8月8日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和37年組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第18条第2項及び第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) (2)に掲げる職員以外の職員 127.5分の15
  - (2) 改正後の給与条例第18条第2項に規定する特定管理職員 107.5分の15  
（規則への委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

組合告示第12号

令和4年8月8日開会の組合議会の認定を経た令和3年度埼玉県市町村総合事務組合の一般会計及び特別会計決算を、地方自治法第233条第6項の規定により次のとおり公表する。

令和4年8月8日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 富岡勝則

令和3年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	額調定	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1 負担金		23,036,302,000	22,975,838,068	22,975,838,068	0	0	△ 60,463,932
	1 市町村等負担金	23,036,302,000	22,975,838,068	22,975,838,068	0	0	△ 60,463,932
2 消防基金支出金		23,100,000	14,089,622	14,089,622	0	0	△ 9,010,378
	1 消防基金支出金	23,100,000	14,089,622	14,089,622	0	0	△ 9,010,378
3 財産収入		185,050,000	173,235,116	173,235,116	0	0	△ 11,814,884
	1 財産運用収入	185,050,000	173,235,116	173,235,116	0	0	△ 11,814,884
4 繰入金		23,101,000	23,100,000	23,100,000	0	0	△ 1,000
	1 特別会計繰入金	17,500,000	17,500,000	17,500,000	0	0	0
5 繰越金		5,601,000	5,600,000	5,600,000	0	0	△ 1,000
	1 繰越金	1,000	3,917,221	3,917,221	0	0	3,916,221
6 諸収入		2,941,000	3,278,376	3,278,376	0	0	337,376
	1 預金利子	300,000	268,577	268,577	0	0	△ 31,423
	2 返還金	2,640,000	3,000,166	3,000,166	0	0	360,166
	3 雑収入	1,000	9,633	9,633	0	0	8,633
歳入合計		23,270,495,000	23,193,458,403	23,193,458,403	0	0	△ 77,036,597

歳出	款	項	予算現額	支出	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
			円	円	円	円	円
1	議会費		1,070,000	284,170	0	785,830	785,830
	1	議会費	1,070,000	284,170	0	785,830	785,830
2	総務費		100,886,000	77,305,479	0	23,580,521	23,580,521
	1	総務管理費	100,538,000	77,245,479	0	23,292,521	23,292,521
	2	監査委員費	348,000	60,000	0	288,000	288,000
3	給付費		19,630,704,000	19,151,053,758	0	479,650,242	479,650,242
	1	退職手当費	19,606,859,000	19,137,420,436	0	469,438,564	469,438,564
	2	災害補償費	23,845,000	13,633,322	0	10,211,678	10,211,678
4	消防基金掛金		38,850,000	38,849,099	0	901	901
	1	消防基金掛金	38,850,000	38,849,099	0	901	901
5	積立金		3,485,050,000	3,441,495,923	0	43,554,077	43,554,077
	1	積立金	3,485,050,000	3,441,495,923	0	43,554,077	43,554,077
6	諸支出金		5,000,000	4,584,715	0	415,285	415,285
	1	還付金	5,000,000	4,584,715	0	415,285	415,285
7	予備費		8,935,000	0	0	8,935,000	8,935,000
	1	予備費	8,935,000	0	0	8,935,000	8,935,000
	歳出合計		23,270,495,000	22,713,573,144	0	556,921,856	556,921,856

歳入歳出差引残額 479,885,259 円  
うち基金繰入額 475,000,000 円  
翌年度繰越額 4,885,259 円

実 質 収 支 に 関 する 調 書

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	23,193,458,403 <span style="float: right;">円</span>
2 歳 出	総 額	22,713,573,144
3 歳 入 歳 出	差 引 額	479,885,259
4 翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源		0
5 実 質 収 支	額	479,885,259
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		475,000,000

財 産 に 関 する 調 書

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
退職手当基金	41,713,133,496 <span style="float: right;">円</span>	4,431,491,606 <span style="float: right;">円</span>	46,144,625,102 <span style="float: right;">円</span>
消防災害基金	218,604,634	△ 5,595,683	213,008,951
合 計	41,931,738,130	4,425,895,923	46,357,634,053

令和3年度埼玉県市町村総合事務組合  
交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1 会費		100,000,000	76,005,000	76,005,000	0	0	△ 23,995,000
2 財産収入	1 会費	100,000,000	76,005,000	76,005,000	0	0	△ 23,995,000
		50,000	11,463	11,463	0	0	△ 38,537
	1 財産運用収入	50,000	11,463	11,463	0	0	△ 38,537
3 繰入金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
4 繰越金		73,659,000	161,508,495	161,508,495	0	0	87,849,495
	1 繰越金	73,659,000	161,508,495	161,508,495	0	0	87,849,495
5 諸収入		30,000	1,279	1,279	0	0	△ 28,721
	1 預金利子	29,000	1,279	1,279	0	0	△ 27,721
	2 雑収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳入合計		173,740,000	237,526,237	237,526,237	0	0	63,786,237

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額の比較
		円	円	円	円	円
1 総務費		17,780,000	17,500,000	0	280,000	280,000
2 事業費	1 総務管理費	17,780,000	17,500,000	0	280,000	280,000
	1 見舞金	155,610,000	94,553,919	0	61,056,081	61,056,081
	2 加入推進費	120,000,000	65,121,000	0	54,879,000	54,879,000
3 積立金	3 災害調査費	35,530,000	29,418,619	0	6,111,381	6,111,381
		80,000	14,300	0	65,700	65,700
		50,000	11,463	0	38,537	38,537
4 予備費	1 積立金	50,000	11,463	0	38,537	38,537
	1 予備費	300,000	0	0	300,000	300,000
歳出合計		173,740,000	112,065,382	0	61,674,618	61,674,618

歳入歳出差引残額 125,460,855 円

実質収支に関する調書

区 分	金 額
1 歳 入 総 額	237,526,237 <sup>円</sup>
2 歳 出 総 額	112,065,382
3 歳 入 歳 出 差 引 額	125,460,855
4 翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	0
5 実 質 収 支 額	125,460,855
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

財 産 に 関 す る 調 書

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
交通災害共済基金	576,416,389 <sup>円</sup>	11,463 <sup>円</sup>	576,427,852 <sup>円</sup>
合計	576,416,389	11,463	576,427,852

交通災害共済基金管理内訳書

預 託 先	種 別	預 託 金 額	備 考
三井住友信託銀行	定期預金	570,000,000 <sup>円</sup>	
〃	普通預金	6,427,852	
合計		576,427,852	